

平成28年(ワ)第17007号 選挙供託金制度違憲国家賠償請求事件
原 告 [REDACTED]
被 告 国

原告第1準備書面の要旨

2016(平成28)年11月25日

東京地方裁判所民事第6部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 宇都宮健児

第1 はじめに

今回原告側が提出した第1準備書面の要旨について説明します。原告第1準備書面は、被告の答弁書に対して反論するとともに、①立候補の自由が重要な権利であること、②選挙供託金制度が違憲であること、③選挙供託金制度の廃止等を行わないことが国家賠償法上違法であることの3点について、訴状での原告の主張を補充するものです。

第2 立候補の自由が重要な権利であること

1 立候補の自由の重要性

訴状でも述べましたが、立候補の自由は、適切な議会制民主主義を維持するために民主主義の根幹をなす極めて重要な権利です。

この点、最高裁昭和43年12月4日判決（以下「昭和43年判決」）。甲15）は、立候補の自由について、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、…重要な基本的人権の一つと解すべきである。」と判示し（甲15・3頁），選挙権と同様に立候補の自由も憲法15条1項が保障する重要な基本的権利であることを認めています。

2 立候補の自由を制約する場合は厳格な審査基準を採用すべきこと

ある法律が憲法に違反するかどうかを裁判所が判断するためには、まず、裁判所がその判断基準を決めることができます。この判断基準は、違憲審査基準あるいは合憲性審査基準と呼ばれ、問題となる人権・権利が重要であるほど厳しい審査基準によることが求められます。

これまでに原告が述べた立候補の自由の権利としての重要性を考慮すれば、立候補の自由を制約する場合の違憲審査基準は、厳格な審査基準

でなければなりません。

この点について、当時、在外日本国民に選挙権を認めていなかった公職選挙法の規定が憲法15条等に違反すると判示した最高裁平成17年9月14日判決（甲16。以下「平成17年判決」。）は、国民の選挙権を制約する場合の違憲審査基準につき、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない」というべきである。（甲16・4頁）と判示し、厳格な審査基準を採用して違憲判断を下しています。

よって、立候補の自由が選挙権の行使と表裏の関係にあること及び選挙への立候補という行為が表現の自由で保障される表現行為の1つでもあることに照らせば、立候補の自由を制約する場合の違憲審査基準は、やはり厳格な審査基準によらなければならないと言えます。

これに対し、被告は、選挙事項法定主義を定めた憲法47条を根拠として、選挙制度の設計については国会に広範な裁量が認められることを前提とし、違憲となる場合を極めて限定的に、すなわち、違憲審査基準を極めて緩やかに解釈しています。

しかし、立候補の自由の権利としての重要性は上記の通りであり、そうであれば、立候補の自由を制限する場合の違憲審査基準は厳格に解すべきですから、被告の違憲審査基準に関する主張は誤りといるべきです。

第3 選挙供託金制度が違憲であること

1 被告の主張

被告は、選挙供託金制度の趣旨及び目的について、「候補者が濫立し（単なる売名目的、選挙妨害等真に当選する意思がない候補者の出現も予想される。）、各候補者の演説、連呼行為、選挙公報、新聞広告の掲載が氾濫して、かえって、自由かつ公正な選挙の実現の妨げになる」（答弁書12頁22ないし25行目）のを防止する点にあるとし、かかる「趣旨及び目的を達成するためには、相応の供託金額を求める必要があるから、300万円という供託額も合理性がある」（答弁書14頁11、12行目）と主張し、さらに、「選挙の結果有権者から一定の支持を受けた場合には供託金が返還されることからみても、財産による差別とはいえないから、憲法44条ただし書はもとより、他の憲法の諸規定に違反するともいえない。」（答弁書14頁13ないし14行目）として、選挙供託金制度の趣旨、目的及びそれを達成するために300万円の金額を設定することには合理性があり、憲法違反とはならないと主張してい

ます。

しかしながら、選挙供託金制度は、立候補の自由を侵害する制度であり違憲無効であることは訴状で述べましたが、以下その理由について補充して説明します。

2 普通選挙（憲法15条3項）に違反すること

憲法15条3項は、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と規定して納税額・財産の程度によって選挙権の有無を決しない普通選挙を保障していますが、1925（大正14）年、普通選挙の実施と同時に導入された選挙供託金制度（当初の金額は2000円）については、当時、国会で次のような質問がなされていました。すなわち、「二千円という金額を供託させるのは、普通選挙といいながら、被選挙権に関しては制限選挙と変わらないのではないか、また泡沫候補を防ぐということは競争者を減らすという意味で候補者の側の利益になるものであっても、国民の側にとっては何の利益があるのか」というものです。選挙権と立候補の自由が表裏の関係にあることを考えれば、財産の程度によって被選挙権の有無が決まる選挙供託金制度は普通選挙を定めた憲法15条3項に違反することにもなるのです。

3 国会の適切な裁量権の行使が期待しがたいこと

被告は、憲法47条を根拠として、「選挙制度の仕組みの決定については、国会に広範な裁量が認められている」と主張しています（答弁書11頁15ないし18頁）。

しかし、「選挙制度の仕組み」といっても、そこには様々な制度が存在するところ、新人候補者の立候補を困難にする選挙供託金制度は、現職の国会議員がその地位を維持するために自らにとって有利な制度ですから、国会内での議論に任せておくと立候補の自由を十分に保障する制度設計は期待しがたいと言えます。従って、数ある選挙制度の仕組みの中でも、少なくとも選挙供託金制度については、国会の広範な裁量を認めてよい領域ではないことは明らかです。

4 立候補者濫立という立法事実が存在しないこと

我が国に選挙供託金制度が導入された1925（大正14）年、供託金の金額は2000円であり、その後、供託金額に関しては9度の法改正がありました。衆議院の選挙区に関しては、1994（平成6）年に300万円という現在の金額となりました（訴状5ないし7頁）。この供託金の金額の改定の根拠に関し、被告は、「物価等の上昇や過去の改定率等を参考として行われてきた」と主張しています（答弁書13頁13行目）。

この点について、供託金の金額を引き上げる公職選挙法の改正の際に

は、従前の供託金の金額では、立候補者の濫立が防止することができないという立法事実が存在しなければなりません。しかし、供託金の金額を引き上げる際にそれまでの金額では立候補者の濫立を防止できないという事実が存在したことではなく、衆議院の選挙区の供託金について、300万円という金額になった1994（平成6）年当時、それまでの200万円では立候補者の濫立を防止できないという事実は存在しませんでした。

また、公職選挙法92条1項は、国会議員の選挙供託金のほかにも、都道府県議会議員が60万円（3号）、指定都市の市議会議員が50万円（5号）など、各選挙における選挙供託金額を定めていますが、町村議会議員選挙については規定がありません。つまり、町村議会議員選挙では選挙供託金はゼロ円なのです。しかし、町村議会議員選挙において立候補者が濫立し、自由かつ公正な選挙の実現が妨げられたという出来事は、現行憲法制定以降現在に至るまで存在しません。

このような事実からすれば、現実に立候補者の濫立という立法事実が存在しない中での選挙供託金制度の創設及び各金額の引き上げは立候補の自由を侵害し違憲というべきです。

ここで、原告は被告国からの説明を求めたいのですが、衆議院選挙区の選挙供託金の金額に関し、1994（平成6）年に従前の200万円から300万円という現在の金額に改定されましたが、①その当時、それまでの200万円では立候補者の濫立を防止できないという事実が存在したのか否か、②存在したとすればその具体的な事実について次回期日以降説明してもらいたいと考えます。

5 供託金が納付できない者への代替措置が存在しないこと

本訴訟では、原告は、金額の高い低いにかかわらず選挙供託金制度 자체が違憲であると主張するのですが、仮に百歩譲って、選挙供託金制度を存続させるとしても、少なくとも供託金を納付できない者に対して、それに代わる措置が定められていない現制度は違憲であると言えます。

選挙供託金制度に代わる措置としては、一定有権者数の推薦署名の提出を義務付けるなどの方法があり得るところです（訴状11頁6、7行目）。

6 選挙供託金制度に関する過去の裁判例について

被告は、選挙供託金制度を合憲であると判断した過去の裁判例を複数挙げて、今回の裁判でも同様に合憲であると主張しています。

しかし、被告が挙げている東京地方裁判所平成25年11月29日判決（乙5）は、参議院選挙区の供託金額300万円について、「300万円と必ずしも低廉であるとはいえないものの」（乙5・6頁20、2

1行目)と判示しており、300万円という金額に関しては低額ではないという認識を示しています。

ところが、この判決(乙5)は、「我が国の国民の年間平均所得額等を踏まえたとしても、その金額の定めが国会に認められた裁量の範囲を逸脱するものとは認められ」ないと判示し、300万円の選挙供託金を合憲と判断しています(乙5・6頁22, 23行目)。

しかし、厚生労働省の平成24年調査によれば、当時の我が国の平均所得金額は548万2000円であり、その金額以下の世帯が62.3%に上るところ(なお、中央値は432万円。甲22)，この収入以下の世帯では、その収入のほとんどが生活費として費消されるため、貯蓄ができないことは、貯蓄ゼロ世帯が3割以上に上っていることからも明らかであって(甲13)，300万円という供託金額を自己資金で賄うことは極めて困難です。他方、300万円を他者からの借入で賄うとしても、一定の得票がなければ没収されてしまうのであり、もしそうなった場合は300万円もの負債を負担しなければならないのです。これらのことからすれば、なぜ「我が国の国民の年間平均所得額等を踏まえた」上で、300万円もの高額の選挙供託金を定めた制度が国会の裁量の範囲を逸脱しないことになるのかその判断過程が不明であり、この判決の判断理由は不合理というほかありません。

第4 選挙供託金制度の廃止等を行わないことが国家賠償法上違法であること

最後に、選挙供託金制度がいつの時点で違憲状態となったか、違憲状態からどれくらいの期間制度の廃止が行われずにきたかという問題ですが、国民主権や憲法15条、44条の規定を定めた現行憲法が施行された1947(昭和22)年5月3日以降、もっとも遅くとも韓国で選挙供託金制度について違憲判決が下された2001(平成13)年の時点で国民に憲法上保障されている被選挙権行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ること、すなわち、選挙供託金制度を廃止し、または、金額の低額化を図ることが必要不可欠と言える状態にありました。そして、これが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく原告が第47回衆議院議員選挙に立候補しようとした2014(平成26)年まで、現行憲法施行時から約67年、韓国で違憲判決が下された2001(平成13)年から見ても約13年もの長期間にわたって選挙供託金制度を廃止または低額化を図る立法行為を怠ってきたと言えます(訴状19ないし22頁)。

従って、国会が正当な理由なく選挙供託金制度を廃止または低額化を

図るという立法行為を怠ってきたことは、国家賠償法1条1項上の違法
があったと言えます。

以 上